

データにみる市町村合併と 公文書保存

岩田書院ブックレット8
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
資料保存委員会 編集
岩田書院 2003.8
21cm 1,400円(本体)

いわゆる平成の大合併が実施されつつある。かつて昭和の大合併によって、不要とされた町村役場の行政文書が多々失われた苦い歴史を反省したはずだが、今回の市町村合併によって市町村担当者ははたしてそのかつての誤りを認識しているのだろうか。そこに未来を含めた市民不在の価値観はないのだろうかという疑問を払拭しきれない。

全史料協の立場から公文書保存への活動をたどれば「市町村合併の動きを、資料の保存環境に大きな変化をもたらす直接的な要因と考える一方で、これにともなう資料の散逸は

不可抗力ではないことを再度確認した上で、資料保存の方策を検討する必要があるとの結論に達し「それには行政文書をも包み込んだ歴史資料は、過去にどのように扱われ、現在どのように保存されているのか、また現在までにどれほどの資料がのこされてきていて、それらは今後の市町村合併の動きの中で、どのように扱われようとしているのか。現段階では全国的な傾向とも合わせて、こうした基礎的なデータが掌握されているとはいいがたい」「基本的なデータの掌握をベースにする必要があるとの考えから、全国の自治体を対象とした、資料保存の状況調査アンケートを実施することとし、そのアンケート対象は「従来の全史料協が働きかけてきた会員を中心とした対象から、大きく踏み出してより広範に呼びかけをおこなうこととなるが、現在直面する課題の大きさを考えると、極力広範囲の対象に呼びかけることが必要と思われた」ため、全国の市町村が対象になった。

そのアンケート発送から集計の実務までを、全史料協の1委員会である資料保存委員会（防災委員会の名を改称）が実施することになった。本書は市町村合併に対する公文書保存への公務員の意識をみる3回にわたるアンケートの集大成である。この分析を通じて現在の市町村の文書管理担当者における公文書に対する認識がみえてくる。

本書の主な構成は次の通りである。

第1章 アンケート実施の経過

第2章 アンケートデータ一覧

4 7 都道府県別

第3章 市町村合併と史料保存

資料保存委員会によるアンケート結果から

第1章「アンケート実施の経過から」は、今までは全史料協会員（機関会員・個人会員・準会員からなる）の意見よりもっと広範囲からの意見・基礎データを採取しようという試みから、資料保存委員会が名称変更後はじめての本格的な取り組みであることを確認でき

た。

平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により目下3,200の市町村を三分の一程度にする方針が実行されつつある。

これがいわゆる平成の大合併である。この進捗状況と、今回のアンケートとの様子を以下に時系列順にまとめてみる。

H12. 12. 1 閣議で行政改革大綱で市町村合併推進が決まる。

H13. 6. 26 閣議で今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針が出される。

H13. 8. 7 アンケート1を都道府県宛（機関会員である文書館とない県は教育委員会）に発送した。（本書資料①参照）H13. 11. 28全史料協は総務大臣宛（片山虎之助）に「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」を提出した。

（本書 資料③ 参照）

H14. 1. 24 アンケート2（本書 資料② 参照）アンケート1の結果から導き出された市町村史編纂窓口宛に発送した。

H14. 2. 18 総務省から各都道府県市町村合併担当部長宛に「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」を出した。（本書 資料④ 参照）

H14. 7. 9 アンケート3（本書 資料⑤ 参照）アンケート2のみでは文書管理は自治体史編纂業務とは別もので情報不足と捉え、あらためて全国の3229の市町村行政文書担当窓口へ発送した。

総務省の上記要請（資料④）が末端の部署に届いているかをもアンケートに織り込んでいる。

このように、アンケートの設問や要請の本文全体を資料として掲載している。

アンケートの集計・中間報告を以下のように発表した。

- H14. 3 集計・中間報告 千葉県文書館
 H14. 6 同上 大阪市公文書館
 H14. 11 第26回全史料協全国大会富山大会で概略を報告

第2章はアンケート結果を集計し掲載している。上記アンケートの2・3をまとめたものである。

第3章はアンケート結果から導き出される市町村合併と公文書保存について出てきた問題を提起している。

当初の仮説は、「市町村合併時に旧役場文書は廃棄されたのではないか。」であった。

アンケートからは、意外な結果が出た。それは庁舎の建て替え、文書管理規定が廃棄文書を生じさせていたことである。

ここで、市町村文書管理担当者の行政文書（公文書）の保存か廃棄かは、「文書管理規定に基づく」という点が浮かび上がって来た。これは旧役場文書の扱いもこの部署が担当しており、史料集刊行のための史料収集をする自治体史編纂窓口とは別の部署である。

残念ながら公文書館法の存在と内容は現場の担当者には伝わっていないのではないかと、いう危惧もある。

該当する市町村では、文書担当職員に公文書保存という意識を確認させるためにはアンケートを実施したことの有効性を認めている。

しかし、行政職員の常である異動という現実からみて、担当者が異動してしまった場合に、この意識もきちんと引き継がれていくように見守るべき課題であろう。

本書は、市町村合併の有無に関わらず、行政文書（公文書）を作成する全職員に一読していただきたい。また市民も含め「公文書保存」を考えるための基本的文献として位置付けられるテキストでもある。

相京 眞澄・千葉県文書館